

登別市外の方対象分  
3千冊限定!

# 登別市プレミアム付商品券



すべての参加店で使用  
できます。  
(1,000円×12枚)



対象店(市内に本社・本店  
があるお店)でのみ使用  
できます。(500円×6枚)



赤鬼チケット 12枚綴り + 青鬼チケット 6枚綴り

1冊 10,000円で15,000円分

プレミアム率  
50%!!

## 購入対象者

- 登別市民以外 (※登別市民は、登別市から世帯主にご案内と購入申込書を郵送します。)  
登別市の住民基本台帳に登録されていない方で、令和2年8月7日以前に生まれた方  
対象者1名につき1冊ご購入いただけます。

予約申込期限: 令和2年9月25日(金)【必着】

## 商品券の予約から使用まで

- 購入申込書に必要事項をご記入の上、登別商工会議所まで郵送又は持参にてご提出ください。(ご持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く、9:00~17:30)
- 販売日の前(10月中旬頃)までに登別商工会議所から購入引換券を郵送します。
- 販売期間① 10月31日(土)~11月1日(日)
- 販売場所① 登別公民館・アーニス・登別

婦人センターのいずれか

- 販売期間② 11月4日(水)~6日(金)
- 販売場所② アーニスのみ
- 申込時に選択した販売期間及び場所に現金と購入引換券を持参して商品券を購入してください。
- ポスター等、取扱参加店の表示がある店舗で有効期限(令和3年1月17日(日))までに使用してください。

参加店は、登別商工会議所のホームページに掲載します。(随時更新)

## お問い合わせ・お申し込み先

登別商工会議所プレミアム付商品券事業 担当  
〒059-8691 北海道登別市中央町5丁目6番地1  
登別商工会議所会館内  
☎0143-85-4111(代)  
(土・日・祝日を除く、9:00~17:30)  
URL <http://www.noboribetsu.cci.or.jp/>

<http://www.noboribetsu.cci.or.jp>



使用制限や  
注意事項は、  
ホームページ  
を見てね!

# 登別市プレミアム付商品券「赤鬼・青鬼チケット」の購入申込について

## (登別市民以外の方向け)

### 1. お申し込みについて

- (1) 登別市ホームページ又は登別商工会議所ホームページから購入申込書をダウンロードして、必要事項を記入し、登別商工会議所へ令和2年9月25日(金)必着にて郵送又は持参(持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く、9時から17時30分まで)してください。(郵送の場合、郵便料金は各自でご負担願います。)   
なお、登別国際観光コンベンション協会(登別温泉地区)、「コープさっぽろのぼりべつ東店」(登別地区)及びコープさっぽろしがイースト店」(鷲別地区)に購入申込書を設置する予定ですので、こちらもご利用ください。
- (2) 市民以外の方の申し込み受け付けは先着順とし、配分数量(3千冊)に達し次第、受付を締め切ります。   
ご希望の購入申込数に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 当商工会議所は購入の権利を確認した後、販売日(10月中旬頃)までに購入引換券を購入申込者に送付します。
- (4) 申込者は、指定された期日並びに会場へ「購入引換券」と現金を持参して、本商品券を購入してください。

### 2. 留意事項

- (1) 本商品券の購入は世帯主名ですが、代理で購入することができます。
- (2) 販売数の上限に達した時点で終了となるため、お申し込みいただいても購入できないことがあります。
- (3) 購入引換券の盗難や紛失及び滅失などにより、提出できない場合は、購入できません。   
予約販売での購入は、各1回限りとし、事前に申し込んだ冊数を超えることはできません。   
また、購入の期限が過ぎた場合は、その権利を喪失します。
- (4) 有効期限を過ぎた場合は使用できません。
- (5) 本商品券は、取扱参加店で商品の購入やサービスの対価により使用できます。但し、次の①～⑫には利用できません。
  - ① 現金との換金、金融機関への預け入れ
  - ② 税金や公共料金の支払い(電気・ガス・水道料金等)
  - ③ 宝くじ、商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、電子マネー等(チャージを含む)、官製はがき、切手、印紙等の換金性の高いものの購入
  - ④ たばこの購入(たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売を禁止)
  - ⑤ エール建設券と重複する工事費用
  - ⑥ どうみん割と重複する旅行費用
  - ⑦ 出資、有価証券の購入、債務の支払など消費に当たらないもの
  - ⑧ 病院代、保険調剤への支払い
  - ⑨ 保育料や月謝、報酬等消費に該当しないもの
  - ⑩ 事業上の取引(仕入等)
  - ⑪ 取扱参加店の指定する一部商品やサービス
  - ⑫ その他、当商工会議所が相応しくないと認めるもの
- (6) 本商品券の使用時に、釣銭はお支払いできません。
- (7) 本商品券の交換並びに第三者への譲渡、売買等は禁止とします。
- (8) 本商品券の盗難や紛失、滅失等の事由について、登別市及び登別商工会議所は、その責を負わないものとします。
- (9) 使用者と、取扱参加店との紛争は双方で解決し、前項同様、その責を負わないものとします。
- (10) 不正行為が発覚した場合は、本商品券の購入の権利を取り消すほか、商品券の返還及び被害相当額を返納していただくことがあります。
- (11) **振り込め詐欺等にご注意ください。**不審な電話があった場合は、登別商工会議所か警察にご相談ください。(警察相談専用電話#9110)